

多賀城市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の実施日

	対象	監査実施日
上水道部	工務課	6月11日(月)
	管理課	6月25日(月)
教育委員会事務局	学校教育課	5月18日(金)
	生涯学習課	5月28日(月)
	文化財課	5月30日(水)
	教育総務課	6月5日(火)
	埋蔵文化財調査センター	6月20日(水)
保健福祉部	国保年金課	6月1日(金)
	介護福祉課	6月4日(火)
	保育課	6月7日(木)
	子育て支援課	6月8日(金)
	健康課	6月22日(金)
	生活支援課	6月27日(水)
	社会福祉課	6月29日(金)
建設部	道路公園課	7月2日(月)
	復興建設課	7月4日(水)
	下水道課	7月5日(木)
	市街地整備課	7月10日(火)
	都市計画課	7月10日(火)

2 監査の範囲 平成29年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 平成29年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成30年6月実施 定期監査結果

対 象	工務課
実 施 日	平成30年6月11日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	管理課
実 施 日	平成30年6月25日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	東京都区内への日帰り出張に係る旅費について、日当の支給額を3,300円としていた。「職員等の旅費支給運用基準」に基づくと、東京都区内への日帰り出張の場合の日当額は、職員等の旅費に関する条例に規定されている日当2,200円に加算日当3,300円を加えた5,500円となる。
3 指導事項	平成29年度多賀城市上水道部広報誌印刷業務契約について、検査結果報告書が作成されていない。多賀城市上水道部契約規程第34条第3項の規定に基づき、検査報告書を作成し管理者に報告されたい。

平成30年5月、6月実施 定期監査結果

対 象	学校教育課
実 施 日	平成30年5月18日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	生涯学習課
実 施 日	平成30年5月28日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	教育財産の目的外使用許可に係る使用料について、固定資産税評価額を用いて算出していた。公有財産目的外使用許可等の事務処理の手引きによると、相続税路線価を用いて算出することになっている。手引きに基づき相続税路線価を用いて使用料を算出されたい。
3 指導事項	多賀城市文化センター受電用高圧ケーブル等更新工事契約について、支出負担行為決議が行われていない。多賀城市会計規則第42条に基づくと、工事請負費の支出負担行為を整理する時期は、契約締結するときとされている。同規定により適切な時期に支出負担行為決議を行われたい。

平成30年5月、6月実施 定期監査結果

対 象	文化財課
実 施 日	平成30年5月30日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	教育総務課
実 施 日	平成30年6月5日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	非常勤職員の週休日の時間外勤務で、一か月の時間外勤務の累計時間が60時間を超えた後のものについて、100分の135の支給割合として見られた。勤務条件提示書では、一か月の時間外勤務の累計時間が60時間を超えた後の時間外勤務手当の支給割合は100分の150となっている。勤務条件提示書に基づき、適切な支給割合で支給されたい。
3 指導事項	なし

平成30年5月、6月実施 定期監査結果

対 象	埋蔵文化財調査センター
実 施 日	平成30年6月20日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	一週間の正規の勤務時間が38時間45分を超える振替命令について、100分の25の時間外勤務手当が支給されていないものが見られた。
3 指導事項	なし

平成30年6月実施 定期監査結果

対 象	国保年金課
実 施 日	平成30年6月1日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	介護福祉課
実 施 日	平成30年6月4日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 行政財産使用料に係る納期限の設定について 行政財産の目的外使用許可を平成29年3月8日付けで行っているが、使用料の納入期限を平成30年4月2日としていた。多賀城市財産条例第4条第1項では、許可を受けた者は許可を受けた日から1月以内に使用料を納入しなければならないと規定されている。同規定に基づき、適切な時期を納期限として設定して頂きたい。</p> <p>(2) 契約事務について 介護保険料周知パンフレットの印刷業務契約について、契約書に基づく検査報告が遅延して行われている。契約書の条項に基づき、適切な時期に検査報告を行われたい。</p> <p>(3) 予算執行に係る合議について 平成29年度社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金の確定に係る起案決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第1号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。</p>

平成30年6月実施 定期監査結果

対 象	保育課
実 施 日	平成30年6月7日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	子育て支援課
実 施 日	平成30年6月8日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 国庫支出金に係る歳入調定決議について 平成29年度児童手当交付金（被用者分）の精算交付決定に伴う歳入調定決議の変更を二回に分割して行っている。精算交付決定通知書の内容からすると、調定決議の変更を二回に分割して行う理由は見当たらない。精算交付決定通知に基づいて、適切に歳入調定決議を行われたい。</p> <p>(2) 予算執行に係る合議について 宮城県少子化対策支援市町村交付金の交付申請に係る起案決裁文書について、決裁区分を課長専決としているが、多賀城市事務決裁規程に基づくと正しくは部長専決となるものである。また、同文書において多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。</p>

平成30年6月実施 定期監査結果

対 象	健康課
実 施 日	平成30年6月22日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	母子健康センター2階和室、廊下木部塗装修理業務について、随意契約により契約を締結しているが、起案決裁文書には契約締結に係る決定内容が全く記載されていない。決定内容を記載し、随意契約の根拠を明確にされたい。

対 象	生活支援課
実 施 日	平成30年6月27日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	災害援護資金貸付金利子収入について、毎月の歳入調定決議が元金収入の科目で行われている。また、利子収入の科目に係る歳入調定決議については、年度末に一括して行っており、同時に元金収入に係る歳入調定決議も行っているが、両者の調定決議の金額に誤りが見られた。利子収入について、適切な科目で歳入調定決議を行うとともに、歳入調定決議の金額に誤りが無いようにされたい。
3 指導事項	平成29年度生活保護費県費負担金について、平成30年3月23日付けで交付決定通知があったが、歳入調定決議が行われておらず、その後、交付確定された時点で初めて歳入調定決議が行われていた。多賀城市会計規則第12条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の通知があったときは直ちに歳入調定決議票による決議をされたい。

平成30年6月実施 定期監査結果

対 象	社会福祉課
実 施 日	平成30年6月29日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>有料道路通行料を年度当初に資金前渡の方法により支出しているが、年度末における精算処理を誤ったため、精算に係る戻入額が不足しているものが見られた。</p>
3 指導事項	<p>複数人による出張に係る復命書について、出張者のうち一人のみが復命書を作成しており、復命書の中で「他の者は同内容につき復命を省略する」と記載されていたが、職員服務規程第14条第1項の規定に基づき、出張者全員が復命しなければならない。</p>

平成30年7月実施 定期監査結果

対 象	道路公園課
実 施 日	平成30年7月2日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 道路占用料の納期限設定について 前年度からの継続分に係る道路占用許可に係る占用料について、納入期限を平成29年5月19日としている。道路占用料条例第3条第1項ただし書では、4月30日までに徴収することになっていることから、適切な時期を納期限として設定されたい。</p> <p>(2) 契約締結に係る決裁区分について 緑道整備事業に係る土地売買について、売買金額9,440,415円で契約を締結しているが、契約締結に係る起案決裁文書について、決裁区分を建設部長専決としている。多賀城市事務決裁規程に基づくと、当該契約金額の場合の決裁区分は、副市長専決となるものである。また、多賀城市予算規則第22条第6号の規定により、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が必要となるものである。</p>

対 象	復興建設課
実 施 日	平成30年7月4日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成30年7月実施 定期監査結果

対 象	下水道課
実 施 日	平成30年7月5日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金について、交付要綱において都道府県民税及び市町村民税を滞納していないことを助成対象要件としているが、当該要件を満たすことを証する書類として、市県民税の課税証明書を添付させて助成金の交付を行っているものが見られた。課税証明書は税を滞納していないことを証明するものではないため、助成要件を満たすことを証する書類とはならない。</p>
3 指導事項	<p>行政財産使用許可申請書の提出が遅延していたことを理由に、許可開始日を遡って使用許可を行い、使用料を納入させているものが見られた。許可期間を遡及して使用許可することは適切ではない。</p>

対 象	市街地整備課
実 施 日	平成30年7月10日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>普通財産の貸付について、行政財産の使用許可を通知文書により行い、貸付料についても財産条例に規定されている行政財産使用料の計算方法により算出していた。普通財産の貸付については、多賀城市公有財産規則に基づき契約方式により行うものであり、また貸付料についても、行政財産使用料の計算方法とは異なるものである。</p>
3 指導事項	<p>普通財産の有償貸付契約に係る起案決裁文書について、市長決裁を受けているが、多賀城市予算規則第22条第6号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長の合議が行われていない。</p>

平成30年7月実施 定期監査結果

対 象	都市計画課
実 施 日	平成30年7月10日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし